

村と指定管工事業協同組合が 災害時協力協定を締結



協定の締結に際し、固い握手を交わす村上村
長(左)と協同組合理事長の戸田喜八郎さん

村では8月27日、東海村指定管工事業協同組合(理事長・戸田喜八郎さん)との間で、「災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定」を締結しました。この協定は、地震等の災害によって水道施設に被害が発生し、村内への給水に支障が生じたときなどに、給水車や給水タンク・給水袋等による応急給水や水道施設の復旧工事に関し、村が協同組合に対し協力を要請し、飲料水の迅速・安定的な供給を確保しようというもの。協定の締結に際し村上村長は、「万が一の災害時、いざというときにライフライン(人の生活・生命を維持し社会・経済活動を支える水道・電気・ガス・通信網などの「生命線」)に関する協定を締結できたことは、村としても心強いこと」と話し、戸田さんと固い握手を交わしました。

東海村管工事業協同組合は、村指定給水装置工事事業者のうち12事業者で構成され、村の給水区域内に安全に水を供給するため、給配水管の保全・修理を行っている団体。災害時に限らず、水道の漏水や故障があったときは、水道課または協同組合までお問い合わせください。

【問合せ】 建設水道部水道課工務担当(☎287局1711 内線1155)、東海村指定管工事業協同組合(☎287局0136)

国民年金 付加保険料を納 だより 付しませんか



平成20年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合、満額で79万2100円ですが、老後により多くの年金を受けたいという方のために、「付加年金制度」があります。毎月の国民年金保険料(平成20年度は1万4410円)に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。また、付加保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。なお、保険料の免除または納付猶予を受けている方や、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。《計算》付加年金額 200円×付加保険料納付月数(65歳から受給のとき) つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受けるとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができると計算になります。

● 問合せ 福祉部保健年金課国民年金担当(☎287局1711 内線1133)

ねんきん特別便に関する相談会

- 期 日 9月25日(木)
- 場 所 東海村役場2階 205会議室
- 持参する物 ねんきん特別便、年金証書ほか
- ※代理の方は委任状が必要となります。
- 申し込み 9月17日水の午前8時30分以降に保健年金課へ電話で申し込みください(先着15人)。

環境を考える「とうかいキャンドルナイト2008」 1500本のキャンドルが幻想的な空間をつくりました

8月23日、とうかい環境フォーラム実行委員会主催による「とうかいキャンドルナイト2008」が1500本のキャンドルに彩られ、役場中庭「ふれあい広場」で開催されました。開会に際し実行委員長の久保田昌宏さんは、「環境問題は心の問題でもある。エネルギーの無駄遣いなど、この癒やしの空間を環境について考える機会としたい」とあいさつ。会場を訪れた家族連れなどの参加者は、キャンドルにともしられた幻想的な明かりを見つめながら、思い思いにゆったりとしたひとときを過ごしました。



また、会場ではキャンドルヨガやエコへの思いをつづった短冊コーナー、ステージではハーモニカやオカリナの演奏、フラダンスなどが行われました。今回で3回目となったこの「キャンドルナイト」。実行委員会では、未来の地球や環境についてあらためて考えるきっかけとなり、少しでも多くの方に環境について関心を持っていただければと話しています(来年2月には「とうかい環境フェスタ」を開催予定しています)。

【問合せ】 経済環境部環境政策課環境計画推進室(☎282局1711 内線1453)